

令和 8 年度 保育士就職準備金貸付の手引き

〔1〕 準備金の目的

本準備金は、保育士資格を有する方であって、保育士として勤務していない方の再就職支援を図るため、再就職のための準備に必要な費用を貸付けることにより、保育人材の確保を目的として実施します。就職後、佐賀県内の保育所等において児童の保護等に従事し、かつ、2年間従事した場合は返還が免除されます。

〔2〕 募集条件

対象者	<p>次の要件をすべて満たし、保育士として週20時間以上勤務する方（ただし、本貸付以前に、<u>保育士修学資金の借入があり、就職準備金の加算を受けていた方を除く</u>）</p> <p>※生活福祉資金や母子父子寡婦福祉資金、その他の国庫補助事業等を活用した制度との併用はできません。</p> <p>(1) 以下に掲げる施設又は事業に勤務経験のない方又は離職した方</p> <p>ア. 保育所及び幼保連携型認定こども園 イ. 家庭的保育事業 ウ. 小規模保育事業 エ. 事業所内保育事業 オ. 幼稚園</p> <p>※上記イ、ウ、エの施設については、市や町から地域型保育事業者としての認可を受けている施設であることが要件となります。</p> <p>※認可外保育施設は、上記ア～オのいずれにも該当しないため、「施設又は事業に勤務経験のない方」となります。</p> <p>(2) 新たに県内保育所等（裏面【別表1】）に勤務する方</p> <p>※ただし、新たに勤務する施設が認可外保育施設の場合は、別表1のケ、又はコに該当する場合のみが対象となります。それ以外は対象となりませんのでご注意ください。</p>
貸付金額	<p>400,000円以内</p> <p>貸付対象となる経費は就職準備のために要した次の経費です。<u>就職日以降は対象となりません。</u>なお、貸付回数は、一人当たり一回限りとします。</p> <p>(1) 保育所等への就職によって転居が伴う場合における転居費用 (2) 転居先の賃貸物件の借り上げに伴う礼金や仲介手数料 (3) 保育士として働く際に必要となる服や靴、鞆等の被服費 (4) 保育所等の勤務に復帰するに当たり研修を受けた際の研修費用 (5) 保育所等への通勤に要する移動用自転車等の購入費 (6) 子どもが保育所等を利用する際に必要となる費用及び子どもの預け先を探す際の活動費用 (7) その他佐賀県社会福祉協議会長が適当と認める経費</p>
利息	無利子（ただし、返還期間を過ぎた場合の延滞利子は年3%を徴収）
募集人員	100名程度 ※定員もしくは予算上限に達し次第、終了します。
貸付金交付	貸付契約後、貸付金は一括交付となります。
連帯保証人	申請には連帯保証人が1名必要です。なお、連帯保証人の条件は下記のとおりです。
返還免除条件	佐賀県内の保育所等において、決定月から2年間引き続き、保育士として児童の保護等の業務に従事したときは、返還金が全額免除になります。
返 還	契約解除（〔4〕参照）となった場合は、一括または月賦（12カ月以内）等により、返還となります。

〔3〕申請について

申請にあたっては、次の書類を佐賀県社会福祉協議会へ提出してください。

(申請の提出期限は従事開始日の属する月の翌々月末までとなります。)

※毎月末日で取りまとめ、翌月に審査を行います。申請から決定まで2ヵ月程度を要しますので、あらかじめご了承ください。

<申請書類>

- ① 保育士就職準備金貸付申請書(様式第1号)
- ② 保育士就職準備金貸付における個人情報の取扱いについて(別紙様式①)
- ③ 新たに保育所等に就職したこと(すること)を証明する書類(様式第8号「業務従事届」)
(様式第8号の内容を証明できる書類があれば、その書類の写しでも可)
- ④ 住民票(原本。行政機関が3ヶ月以内に発行したもの)※申請者世帯分、連帯保証人の本人分(申請者と同じ世帯の場合は省略可。)
- ⑤ 保育士証の写し(なお、保育士証がお手元に届いていない場合は、「保育士資格取得見込証明書(原本)」または「保育士登録済通知書(写し)」の提出でも可とします。
保育士証が届き次第、速やかに写しをご提出ください。
- ⑥ 就職準備品などを購入したことを証明する領収書(見積書等)
※申請額20万円以内の場合は必要ありません。
申請額の合計が20万円を超える場合は、領収書(見積書等)の添付が必要となります。

※必要に応じ、その他の書類の提出を求めることがありますのでご注意ください。

【別表1】

ア	児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第7条に規定する「保育所及び幼保連携型認定こども園」
イ	学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する幼稚園であって、次のいずれにも該当する施設であること。 ①教育時間の終了後に行う教育活動(預かり保育)を常時実施しているもの ②ウに定める「認定こども園」への移行を予定しているもの
ウ	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する「認定こども園」
エ	法第6条の3第7項に規定する「一時預かり事業」であって、法第34条の12第1項の規定による届出を行ったもの
オ	法第6条の3第9項に規定する「家庭的保育事業」又は法第6条の3第10項に規定する「小規模保育事業」又は法第6条の3第12項に規定する「事業所内保育事業」。ただし、市や町から地域型保育事業者としての認可を受けている施設に限る。
カ	法第6条の3第11項に規定する「居宅訪問型保育事業」
キ	法第6条の3第13項に規定する「病児保育事業」であって、法第34条の18第1項の規定による届出を行ったもの
ク	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第30条第1項第4号に規定する離島その他の地域において特例保育を実施する施設
ケ	法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって法第34条の15第2項、第35条第4項の認可又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条の1項の認可を受けていないもの(認可外保育施設)のうち、地方公共団体における単独保育施策(いわゆる保育室・家庭的保育事業に類するもの)において保育を行っている施設
コ	子ども・子育て支援法第59条の2第1項に規定する「企業主導型保育事業」

〔4〕留意事項

以下の事項のいずれかに該当することとなった場合には、一括払い又は月賦等により、12ヵ月以内に返還しなければなりません。ご注意ください。

- ア. 再就職した事業所又は施設を退職したため、貸付契約が解除されたとき。
- イ. 佐賀県内において保育士として保育業務等に従事しなかったとき又は従事する意思がなくなったとき。
- ウ. 保育業務等の業務外の理由により死亡し、又は心身の故障により特定業務に従事できなくなったとき。
- エ. 貸付資金の猶予期間又は据置期間が終了したとき。

〔5〕問い合わせ先・申請書類提出先

社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会 福祉人材センター

〒840-0815 佐賀県佐賀市天神一丁目4番15号 TEL 0952-28-3406

ホームページアドレス

<https://www.sagaken-shakyo.or.jp/>